

# 新しい総合事業 サービス利用の流れ

## 新しい総合事業の利用対象者

### 介護予防・生活支援サービス事業

- ・要支援 1・2 の認定を受けた方
- ・65歳以上で生活機能基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された方

### 一般介護予防事業

- ・全ての65歳以上の方

サービスの利用について、福祉課や各地域包括支援センターに相談します

ご本人の状況により、要介護認定の申請が必要か、生活機能基本チェックリストを実施するか判断します。

### 「要介護・要支援認定」

申請  
↓  
訪問調査+主治医意見書  
↓  
審査会・判定

### 「生活機能基本チェックリスト」 の実施

生活機能基本チェックリストとは、25の質問項目で、日常生活に必要な機能が低下した状態（事業対象者）であるか判定するものです。地域包括支援センターの職員が利用者にお会いして実施します。

介護サービス  
介護予防サービス  
が必要な場合

非該当

要介護 1~5

要支援 1・2

生活機能基本チェックリスト  
該当

生活機能基本チェックリスト  
非該当

事業対象者

自立した生活が  
送れる方

新しい総合  
事業のみ利用

居宅（施設）サ  
ービス計画作成  
（居宅介護支援事業  
者・介護保険施設）

介護予防  
サービス計画作成  
（地域包括支援センター）

介護予防ケアマネジメント  
（地域包括支援センター）

介護サービス  
（要介護 1~5）

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・訪問看護
- ・通所リハビリ
- ・福祉用具貸与
- ・各種施設サービス

介護予防サービス  
（要支援 1・2）

- ・訪問看護
- ・通所リハビリ
- ・福祉用具貸与等

介護予防・生活支援サービス事業  
（要支援 1・2、事業対象者）

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

一般介護予防事業  
（65歳以上すべての方）

- 介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業